

バックアップローン会員規約

本規約は、「Olive フレキシブルペイ会員規約」（以下「原規約」といいます。）、「マネーアシスト会員規約」（以下「MA 会員規約」といいます。）の会員（以下「会員」といいます。）が、三井住友カード株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「バックアップ機能」によるローンを利用するにあたって適用される規約です（以下「本規約」といいます。）。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。なお、原規約、MA 会員規約およびそれらに紐づく規約（以下「原規約等」といいます。）の用語については、本規約において別段の定めがない限り、原規約等に紐づく規約における用語と同じ意味を有するものとします。

1. 「バックアップ機能」とは、Olive フレキシブルペイ 債権またはマネーアシスト債権（以下「対象債権」といいます。）のお支払額の引き落としが決済口座の残高不足によりできなかった場合に、当社指定の利用限度額（第9条にて定めます。）の範囲内で当該対象債権の全額相当額につき貸付を行い、当社の貸付義務と、当該対象債権とを対当額で相殺する機能のことをいいます。
2. 「Olive フレキシブルペイ」とは、原規約にもとづき、当社および株式会社三井住友銀行（以下、総称して「当社等」といいます。）が提供するサービスの総称のことをいいます。
3. 「Olive フレキシブルペイ クレジットモード」とは、Olive フレキシブルペイのご利用時に、ご利用金額が後払いとなる、クレジットカードとしての支払方法のことをいいます。
4. 「Olive フレキシブルペイ債権」とは、Olive フレキシブルペイ クレジットモードにより決済を行ったことにより発生する、当社の会員に対するクレジットカードに係る債権（貸付債権は除きます。）のことをいいます。
5. 「マネーアシスト債権」とは、MA 会員規約に基づく、当社の会員に対する貸付債権のことをいいます。
6. 「バックアップローン」とは、バックアップ機能により実行される、当社から会員に対する貸付のことをいいます。
7. 「カードローン機能」とは、本規約に定める手続きにより当社が承認した場合に、会員に対し提供する、カード情報を用いて行う、当社指定の利用限度額（第13条にて定めます。）の範囲内で行うことができる貸付の機能のことをいいます。
8. 「カードローン」とは、カードローン機能により実行される、当社から会員に対する貸付のことをいいます。
9. 「カード情報」とは、カードローン機能の追加にあたり当社が発行する次の情報をいいます。
 - (1) 暗証番号（当社との取引を行う際の認証手続きに使用するものとして会員が設定した4桁の番号）
 - (2) パスワード（入会申込時に認証手続きに使用するものとして会員が設定し、またはその後に変更した8～20文字の半角英数字）
 - (3) ユーザーID（入会申込時に認証手続きに使用するものとして当社が付与し、またはその後に会員が変更した8～32文字の半角英数字）
 - (4) 振込キャッシング番号。（カードローン機能の追加時に、当社が付与した16桁の番号）

第2条（バックアップローンの会員）

会員のうち、当社に対し、本規約を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をバックアップローンの会員（以下「BL 会員」といいます。）とします。

第3条（契約の成立）

1. 本規約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾した日に成立します。
2. 本契約が成立した場合、当社は、契約内容確認書を交付します。

第4条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、原則として本契約が成立した日から起算して5年間とし、BL会員は、契約期間中、利用限度額の範囲内で繰り返しバックアップ機能をご利用できます。
2. 契約期間の満了日から起算して30日さかのぼった日より前に、BL会員または当社から本契約を継続しない旨の意思表示がない場合、本契約は、さらに5年間自動継続し、以後も同様とします。
3. 本契約が自動継続されることなく契約期間の満了により終了した場合、BL会員は、以後あらたにバックアップ機能をご利用できません。

第5条（借入利率および利息の計算方法）

1. 借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
2. 利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。
3. 金融情勢等の著しい変化その他の事由により当社が必要と認めた場合には、当社は、第1項の借入利率を変更することができます。

第6条（遅延損害金利率および遅延損害金の計算方法）

1. 遅延損害金利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
2. 遅延損害金の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第2章 バックアップ機能

第7条（バックアップ機能の発動条件）

1. バックアップ機能が発動される条件（以下「本件発動条件」といいます。）は、以下のとおりとします。
 - (1) 対象債権のいずれかにつき、その決済日において、決済予定の金融機関の預金口座（以下「決済口座」といいます。）の残高不足により、引き落としができなかったこと。
 - (2) 前号の決済予定であった対象債権の額が、利用限度額（なお、カードローン機能が追加された場合は当該機能追加に伴い設定される利用限度額を指します。）の範囲内の金額であること。なお、その判定は、Oliveフレキシブルペイ債権およびマネーアシスト債権それぞれについて行います。
 - (3) 対象債権について、当月分より前の請求分につき、当月分の請求時点で延滞していないこと。
 - (4) 対象債権の決済日前日までに本契約が成立していること。
 - (5) その他、当社がBL会員のバックアップローンの利用が不適切であると判断する事由がないこと。
2. Oliveフレキシブルペイ債権およびマネーアシスト債権の決済日が同日の場合はOliveフレキシブルペイ債権を優先して、本件発動条件の充足の判定を行います。
3. BL会員が、原規約に従いOliveフレキシブルペイにつきカードの切替手続き（再発行手続きも含みます。）を行った場合、切替前に発生したOliveフレキシブルペイ債権も、切替後に発生したOliveフレキシブルペイ債権もバックアップローンの対象とし、本件発動条件の充足の判定を行います。なお、第1項(2)の条件の判定においては、両債権（切替前と切替後の債権）を合算した額を基準とします。

第8条（バックアップローンの成立時期）

1. 対象債権の決済日において、当社が、金融機関等から受領した決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果等を踏まえ、本件発動条件をすべて充足したと判定した時点をもって、当社とBL会員との間で、当該対象債権の全額と同額の金額を借入額とする個別のバックアップローンに係る契約（以下「個別ローン契約」といいます。）が成立し、個別ローン契約に基づく当社の貸付を行うべき債務と当該対象債権とが

当然に対当額で相殺されるものとします。

2. 対象債権の決済日と前項の判定日（相殺を行った日）との間に相違があったとしても、当社は、相殺対象の対象債権については延滞とは取り扱わないものとし、当該対象債権の決済日の翌日から相殺処理の実施日までの遅延損害金および回収事務手数料を、BL 会員から徴求しないものとします。
3. 第 1 項にもとづき個別ローン契約が成立した場合、その後、当社へのお振込みがあったとしても、個別ローン契約の成立には影響しないものとします。ただし、当社と BL 会員との間の個別合意による別途の処理を妨げるものではありません。
4. 当社は、第 1 項にもとづき個別ローン契約が成立した後、対象債権の請求額の変更（0 円への変更も含む）、対象債権につき不存在の判明、取消または解除等があり当社が BL 会員に対し返金を行う必要が生じたとしても、当該個別ローン契約の成立には影響しないものとします。この場合、当該個別ローン契約に基づく BL 会員への貸金債権と当社から BL 会員への当該返金債務とが当然に対当額で相殺されるものとします。ただし、当社の事務の都合上、相殺を行わず現実に返金を行う場合もあるものとします。

第9条（極度額および利用限度額）

1. 極度額は、BL 会員が希望した金額の範囲内で、当社が告知した金額とし、契約内容確認書に記載します。
2. 当社は、BL 会員とのお取引状況に関する当社の審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。BL 会員は、利用限度額の範囲内で、本件発動条件を充足する限り、繰り返しバックアップ機能がご利用できます。
3. BL 会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、当社は、利用限度額を減額することができます。
 - (1) 本規約もしくは原規約等に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）その他の法令等にもとづき必要とされるとき。
 - (3) BL 会員とのお取引状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき。
4. 前項に定める他、当社が相当と認めた場合、当社はバックアップ機能を停止することができます。
5. BL 会員のお取引状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は、利用限度額を増額し、また、バックアップ機能の停止を解除することができます。
6. 当社は、BL 会員が満 75 歳に達したとき、あらたなバックアップ機能のご利用を中止します。BL 会員は、以後、あらたなバックアップ機能のご利用はできません。

第10条（借入方法および借入場所）

バックアップローンの借入方法は本契約に基づき、対象債権と当社の貸付義務とが対当額で相殺されることとし（これによる借入が実行されたものとみなされます）、借入場所については、当社の本店所在地となります。

第11条（利用明細書の交付）

1. 当社は、本契約にも基づきバックアップローンが実行されたときに、BL 会員に対しその旨通知するとともに、電磁的方法（PDF または HTML の形式によります。）にて利用明細書を交付します。
2. 信用状態の悪化等、当社が BL 会員に対する債権を管理するために必要と認めたとき、電磁的方法以外の方法にて、利用明細書を交付することがあります。
3. 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。

第3章 カードローン機能の追加

第12条（カードローン機能追加の申込）

1. BL 会員は当社所定の手続きにより、カードローン機能の追加の申込みを行うことができるものとします。
2. 前項の申込みに対し、BL 会員のお取引状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は、

カードローン機能を追加し、BL 会員に対し、カード情報を付与するものとします。

3. カードローン機能の追加により、BL 会員は、第 4 条に定める契約期間中、次条に定める利用限度額の範囲内にて、繰り返し、バックアップ機能およびカードローン機能をご利用できます。
4. BL 会員が、当社所定の手続きにより、カードローン機能に関してカードの原板（以下「カード原板」といいます。）の発行の申込みを行った場合、当社は BL 会員に対し、カード原板を発行します。なお、発行されたカード原板およびカード情報（以下併せて「カード原板等」といいます。）の所有権は、当社に属します。
5. カード原板等の発行を受けたとき、BL 会員は、善良なる管理者の注意をもって、カード原板等を使用、管理します。なお、BL 会員は、当社からユーザーID の付与を受けたときには、ただちにユーザーID を変更します。
6. 当社は、カード原板の使用やカード情報の入力によって当社所定の確認および認証が行われた上での取引については、BL 会員ご本人による取引として取り扱います。
7. BL 会員は、カード原板を第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等せず、また、カード情報の使用権限を第三者に付与または譲渡しません。
8. カード原板の紛失、盗難、毀損、滅失等またはカード情報の漏洩等があった場合、BL 会員は、ただちに当社に通知します。この場合、当社は、カード原板等の使用を停止します。
9. 当社は、原則としてカード原板を再発行せず、また、カード情報を再付与しません。ただし、BL 会員が紛失、盗難、毀損、滅失、漏洩等の理由により、再発行または再付与を希望した場合で、当社が相当と認めたとき、当社は、カード原板を再発行し、カード情報を再付与します。
10. BL 会員が本規約に違反した場合、またはその他当社が相当と認める事由がある場合、当社は、カード原板等の使用を停止することができます。

第13条（カードローン機能の追加に伴う極度額および利用限度額）

1. BL 会員のお取引状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は、会員の希望した額の範囲内で第 9 条により設定した極度額および利用限度額を増額することができます。
2. カードローン機能追加に伴い設定された極度額および利用限度額は、バックアップ機能およびカードローン機能を通じて共通のものとし、各機能に基づく債務を合算した額は、極度額および利用限度額を超えることはできないものとします。
3. 第 9 条第 3 項から第 6 項は、カードローン機能に準用します。

第14条（カードローン機能による借入方法および借入場所等）

1. カードローン機能による借入方法および借入場所は、次のとおりとします。
 - (1) 当社と提携している会社の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます。）にて借入。
 - (2) 当社からの振込にて借入。
2. 振込にて借り入れる場合、BL 会員は、次の事項を承認します。
 - (1) BL 会員が振込を受ける金融機関の預金口座は、BL 会員が指定し、当社にあらかじめ届出を行い、当社が承諾した口座とします。
 - (2) 借入日は、前号の金融機関口座への入金日にかかわらず、当社が振込をした日とします。
 - (3) 振込名義人は、「SMBCM」、または BL 会員が希望し、当社が承諾した名義によるものとします。

第15条（利用明細書の交付）

当社は、BL 会員がカードローン機能をご利用したときに、利用明細書を交付するものとし、当該交付については、第 11 条の定めを準用するものとします。

第16条（借入金の支払）

BL 会員は、本規約によりバックアップローンおよびカードローンに係る借入金を支払います。

第17条（支払タイプ）

1. バックアップローンの支払タイプは口座振替型とし、BL 会員は、あらかじめ当社に対し、自らの名義の金融機関の預金口座の振替依頼の手続きをします。
2. カードローン機能を追加した BL 会員は、支払タイプにつき、前項所定のタイプに加え、ATM 入金型も選択できるものとします。なお、ATM 入金型を選択した場合は、当該支払タイプは、バックアップローンにも適用されます。

第18条（支払期日の設定方式、および支払期日）

1. 支払期日の設定方式は毎月一定日（以下「約定支払日」といいます。）とし、支払期日は以下のとおりとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日に繰り延べます。

- (1) バックアップローン（カードローン機能を追加していない場合）：約定支払日を毎月末日とし、支払期日は借入日（バックアップローンについては、個別ローン契約に基づく相殺の実行日とします。）により、以下のとおりとします。

借入日	支払期日
1 日～14 日	借入日の同月の約定支払日
15 日～末日	借入日の翌月の約定支払日

- (2) カードローン（カードローン機能を追加した場合のバックアップローンを含む）：約定支払日は、カードローン機能の追加の申込みにあたり BL 会員が指定した日とし、支払期日は、第 2 項の定めによります。

2. 本規約に基づく借入残高がない状態でカードローン機能による借入れをした場合、支払期日は、借入れをした日より次のとおりとします。

約定支払日	借入日	支払期日
毎月 5 日	1 日～19 日	借入日の翌月の約定支払日
	20 日～末日	借入日の翌々月の約定支払日
毎月 15 日	1 日～末日	借入日の翌月の約定支払日
毎月 25 日	1 日～9 日	借入日の同月の約定支払日
	10 日～末日	借入日の翌月の約定支払日
毎月末日	1 日～14 日	借入日の同月の約定支払日
	15 日～末日	借入日の翌月の約定支払日

3. 支払タイプが ATM 入金型の場合、前回支払期日の翌日より支払期日までに支払をしたとき、支払期日は、翌月の約定支払日に繰り延べます（支払タイプが口座振替型の場合は、原則として繰り延べられません。）。

第19条（支払方法および支払場所等）

1. 支払タイプが ATM 入金型の場合、支払方法および支払場所は、次のとおりとします。

- (1) 当社と提携している会社の ATM 等にて支払。
- (2) あらかじめ当社が指定した金融機関口座に振込にて支払。

※当社と提携している会社の ATM 等については、当社のホームページで公表しております。

<https://www.mobit.ne.jp/>

2. 支払タイプが口座振替型の場合、支払方法および支払場所等は、第 17 条第 1 項所定の口座からの口座振替によるものとします。

3. 支払タイプが口座振替型の場合で、当社が相当と認める事由があるとき、当社は、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情により当社が相当と認めたとき、当社は、口座振替を再開することができます。

4. 次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、BL 会員は、支払タイプが ATM 入金型の場合の支払方法および支払場所により支払います。

- (1) 口座振替ができなかったとき。（口座振替依頼の手続きがされていない場合を含みます。）

(2) 当社が口座振替を停止したとき。

5. 支払タイプがいずれの場合でも、当社が定める手続きをとった場合には、当社が指定するポイントで支払いをすることができます。

第20条（支払方式および約定支払額）

1. バックアップローンおよびカードローンの支払方式および約定支払額は、BL 会員が希望し、当社が承諾した支払方式および約定支払額とし、契約内容確認書に記載します。
2. 支払タイプが口座振替型の場合、約定支払額は、支払期日から起算して金融機関ごとに当社が定める日（以下「確定日」といいます。）からさかのぼって最終の借入後の借入残高、または確定日時点での借入残高にもとづきます。ただし、確定日以後、支払期日前に取引があっても、確定した約定支払額が口座振り替えされます。
3. 支払タイプが口座振替型の場合で、支払後の借入残高が 1,000 円未満となる時、約定支払額は、元本全額と支払をする日までの利息の合計額とします。

第21条（決済口座の残高不足等による再振替等）

1. 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替、引落としまたは自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、BL 会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
2. BL 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落としまたは自動払込みに伴う費用（以下「再振替等にかかる費用」といいます。）を負担するものとします。
3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第22条（支払金の充当順位）

1. 支払金の充当順位は、(1)費用および手数料、(2)未払利息、(3)遅延利息、(4)元本とします。
2. 前項にかかわらず、BL 会員の信用状態の悪化等、当社が相当と認める事由が生じた場合、当社は、BL 会員に通知することなく、当社が相当と認める順位により支払金を充当することができます。
3. BL 会員について、本契約以外の契約により当社に対して負担する一切の債務がある場合には当社は、当社が相当と認める順序、方法により、いずれの債務にも充当することができます。

第23条（返済回数）

返済回数は、契約内容確認書に記載します。なお、利率の低下、または任意増額支払により返済回数が減ることがあります。

第24条（最終支払期日）

最終支払期日は、借入をした後、最初に到来する支払期日を起算日とし、返済回数から 1 を減じた月数後の約定支払日とします。なお、最終支払期日は、任意増額支払により変動します。

第25条（領収書の交付）

1. 当社は、当社が支払を受けたときに領収書を交付します。
2. BL 会員が次のいずれかの方法にて支払った場合、当社は、BL 会員があらかじめ指定した送付先に領収書を送付します。
 - (1) あらかじめ当社が指定した金融機関口座に振込にて支払った場合。
 - (2) 当社にあらかじめ届け出た BL 会員名義の金融機関の預金口座からの口座振替にて支払った場合。

- (3) 当社と提携している会社の ATM 等であって、その場で領収書を交付できないものにて支払った場合。
4. BL 会員が BL 会員の都合により、領収書の受取を拒否する場合、BL 会員は、あらかじめ当社に届け出ます。ただし、後に BL 会員から請求があった場合、当社は、領収書を交付します。
5. BL 会員に送付した領収書が当社に返送された場合、当社は、通常到達すべきときに BL 会員に到達したものとみなすことができます。ただし、後に BL 会員から請求があった場合、当社は、領収書を再交付します。

第26条（支払期日前の支払）

1. BL 会員は、支払期日前であっても借入金の元本の一部または全部を支払うことができます。この場合、支払をする日までの利息を合わせて支払います。
2. 前項の支払をする場合は、支払タイプが ATM 入金型の場合の支払方法および支払場所により支払います。

第27条（契約の終了）

1. 本契約は、契約期間の満了、原規約等の解約または Olive フレキシブルペイ クレジットモードの解約により終了します。
2. 前項の定めにかかわらず、BL 会員がカードローン機能を追加している場合、原規約等の解約または Olive フレキシブルペイ クレジットモードの解約に伴い、バックアップ機能は終了するものの、カードローン機能は引き続き利用できるものとし、本契約は、カードローン機能の利用に必要な範囲において、継続するものとし、但し、当社が、原規約等に基づき、Olive フレキシブルペイ クレジットモードの会員資格を取り消した場合等、BL 会員によるカードローン機能の利用の継続が不適切であると当社が判断した場合は、この限りではありません。
3. 本契約に基づく債務を完済した場合、BL 会員は、契約期間中であっても当社に通知して本契約を終了させることができます。
4. BL 会員が本契約に基づく債務を完済した日より 1 年以上あらたな借入をしなかった場合、当社は、契約期間中であっても本契約を終了させることができます。
5. BL 会員が本規約の定めに従い本契約に基づく債務について期限の利益を失った場合、本契約は、当然に終了します。
6. 本契約が終了した場合、BL 会員は、以後あらたな借入ができません。

第28条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合であっても、本契約に基づく債務が残っているとき、BL 会員は、本契約に従うものとし、これに従い残債務を支払います。

第29条（費用および手数料の負担）

当社は、次の費用または手数料（消費税を含みます。）を BL 会員に負担していただくことがあります。

- (1) お支払いのために必要な費用。
- (2) カードの再発行手数料。
- (3) ATM 利用手数料（当社の定める額。ただし、貸金業法施行令（昭和 58 年政令第 181 号）等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内とする。）
- (4) BL 会員に対する保全、訴訟または執行の費用その他当社が定める費用または手数料。

第30条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、勤務先等当社に届け出た事項（以下「届出事項」といいます。）に変更があった場合、BL 会員は、そのつど、変更があった日から 14 日以内に当社等に、当社等所定の方法により変更事項を届け出ます。届出された変更事項は、Olive フレキシブルペイと適用される時期が異なり、どちらか片方にしか適用されない場合もあります。なお、その場合に生じた会員の不利益・損害等については、当社等の責に帰すべき事

由がある場合を除き、当社等は責任を負わないものとします。

2. BL 会員が届出事項の変更を届け出なかったために、当社からの通知、連絡等が BL 会員に延着した場合、または到達しなかった場合、当社は、通常到達すべき時に BL 会員に到達したものとみなします。
3. 第 1 項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る同項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、BL 会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 当社は BL 会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても BL 会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

第31条（期限の利益の喪失）

1. BL 会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、当社の通知催告がなくとも、BL 会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
 - (1) 支払停止となったとき。
 - (2) 強制執行の申立があったとき。
 - (3) 破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - (4) BL 会員の所在が当社にとって不明となったとき。
 - (5) 本契約に基づく債務であるかを問わず、当社に対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。
 - (6) 当社に差し入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
 - (7) その他前各号に準じる事由があったとき。
2. BL 会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、当社の請求により、BL 会員は、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
 - (1) 届出事項の変更を届け出なかった場合、または本規約に定めるカードまたは情報の取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。
 - (2) 信用状態が悪化し、当社が債権を管理するために必要と認めたとき。

第32条（債権の担保差入れ、譲渡）

1. BL 会員は、当社が本契約に基づく債権を金融機関等の借入先に担保として差し入れることがあることを承認します。
2. 当社が本契約に基づく債権を他に譲渡した場合、BL 会員は、当社から債権譲渡の通知を受けるまでは当社を債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として債務を支払います。
3. BL 会員は、当社が債権の譲受人または譲り受けようとする者および担保の設定を受けようとする者に対し、守秘義務を課したうえ、当社の有する BL 会員に関する情報を開示することがあることを承認します。

第33条（その他の特約事項）

1. 本契約に基づく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取り扱います。
2. BL 会員は、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。
3. BL 会員が希望し、当社が承諾した場合、BL 会員は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづき当社が交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。
4. 債権保全等の理由で当社が必要と認めた場合、BL 会員は、当社が BL 会員の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。
5. 当社が第三者と提携している場合、当社の提携先またはその他の第三者から BL 会員が受けるサービス、特典等について、当社は、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。

第5章 雑則

第34条（反社会的勢力の排除）

1. BL 会員は、本契約の締結にあたり次のとおり表明し、保証します。
 - (1) BL 会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (2) BL 会員は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。
 - a) 暴力的な要求行為。
 - b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
 - e) その他準ずる行為。
2. BL 会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、当社は、何ら通知することなく BL 会員とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、当社の通知催告がなくても、BL 会員は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
 - (1) 前項第 1 号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。
 - (2) 前項第 2 号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。
 - (3) 前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。
3. 前項により BL 会員に損害が生じた場合、当社は、BL 会員に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、当社に損害が生じた場合、BL 会員は、当社に対しその責任を負います。

第35条（当社従業員等に対する不適切な言動・行為の禁止）

1. BL 会員は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の a) から e) に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行わないことを確約します。
 - a) 暴力、威嚇、脅迫、強要等。
 - b) 暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動。
 - c) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動。
 - d) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ。
 - e) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等。
2. BL 会員が前項に該当する行為をした場合には、当社は、何ら通知することなく BL 会員とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、当社の通知催告がなくても、BL 会員は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。

第36条（犯罪による収益の移転防止等に関する表明および保証等）

1. BL 会員は、本契約の締結および本規約に基づく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関す

る法律（平成 19 年法律第 22 号）および関連する政省令に定める次の第 1 号から第 3 号、ならびに国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等にもとづき規制を受ける第 4 号から第 7 号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

(1) 外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。

- a) 国家元首。
 - b) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職。
 - c) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職。
 - d) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職。
 - e) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職。
 - f) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職。
 - g) 中央銀行の役員。
 - h) 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員。
- (2) 前号に定める者の家族（事実婚による配偶者、ならびにその父母および子を含みます。）である者。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域（整備の状況から注意を要すると認められる国または地域を含みます。）に居住する者。
- (4) 国際連合安全保障理事会や本邦・米国を含む各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域との取引がある者、またはこれらにおいて資産がある者。
- (5) 本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。
- (6) 米国財務省外国資産管理室(OFAC)により制裁措置の対象として指定されている者。
- (7) 前号または前々号の対象者と取引を行う者。

※家族の範囲および制裁対象国・地域については、当社のホームページで掲載しております。

<https://www.mobit.ne.jp/>

2. BL 会員は、前項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当したとき、当社が BL 会員に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。

3. BL 会員が第 1 項各号のいずれかに該当したとき、当社は、あらたな借入を停止することができます。

第37条（指定紛争解決機関）

当社が手続実施基本契約を締結する貸金業務に係る指定紛争解決機関は「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」です。

第38条（合意管轄裁判所）

本契約について訴訟の必要が生じた場合、BL 会員および当社は、訴額にしたがい、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第39条（規約等の変更）

1. 当社は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。

- (1) 変更内容が BL 会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項にもとづいて本規約を変更する場合、変更内容および変更日を当社のホームページ（<https://www.mobit.ne.jp/>）にて公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知または公表します。なお、前項第 2 号に基づく変更の場合、当社は、通知または公表を変更日の 30 日以上前に行います。

第40条（不正利用の場合における免責等）

本規約の他の規定にかかわらず、当社は、BL 会員から、本契約に基づく取引がカードの紛失、盗難またはカード情報の漏洩等を原因とする第三者によるカード原板等の不正利用と申告があったときは、当社が定める不正利用による被害に対する補償方針を踏まえ、対応するものとします。